

〈表 1〉法第 68 条の 10 第 1 項(型式認定建築物)の建築物

単位(円)

床面積の合計 (㎡)	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間有の場合	完了のみの場合
100 以下	21,000	22,000	24,000	26,000
100 超～ 200 以下	27,000	25,000	27,000	29,000
200 超～ 500 以下	36,000	31,000	33,000	35,000
500 超～ 1,000 以下	52,000	52,000	57,000	61,000
1,000 超～ 2,000 以下	80,000	105,000	112,000	120,000
2,000 超～ 3,000 以下	150,000	120,000	150,000	155,000
3,000 超～ 4,000 以下	175,000	140,000	165,000	175,000
4,000 超～ 5,000 以下	202,000	155,000	185,000	190,000

〈表 2〉法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物で構造計算を行わないもの。

単位(円)

床面積の合計 (㎡)	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間有の場合	完了のみの場合
100 以下	21,000	22,000	24,000	26,000
100 超～ 200 以下	29,000	25,000	27,000	29,000
200 超～ 500 以下	41,000	31,000	33,000	35,000

〈表 3〉上記以外の建築物

単位(円)

床面積の合計 (㎡)	確認申請	中間検査	完了検査		構造別棟で 一棟毎加算額
			中間有の場合	完了のみの場合	
100 以下	34,000	25,000	25,000	27,000	30,000
100 超～ 200 以下	46,000	29,000	30,000	32,000	30,000
200 超～ 500 以下	63,000	37,000	37,000	39,000	45,000
500 超～ 1,000 以下	88,000	59,000	64,000	66,000	60,000
1,000 超～ 2,000 以下	117,000	78,000	85,000	90,000	70,000
2,000 超～ 3,000 以下	170,000	105,000	120,000	125,000	80,000
3,000 超～ 4,000 以下	195,000	120,000	135,000	145,000	80,000
4,000 超～ 5,000 以下	225,000	135,000	150,000	160,000	80,000
5,000 超～ 6,000 以下	255,000	145,000	170,000	180,000	100,000
6,000 超～ 7,000 以下	280,000	160,000	190,000	210,000	100,000
7,000 超～ 8,000 以下	320,000	180,000	210,000	230,000	100,000
8,000 超～ 10,000 以下	340,000	195,000	235,000	255,000	100,000
10,000 超～ 15,000 以下	380,000	240,000	280,000	310,000	150,000
15,000 超～ 20,000 以下	420,000	280,000	330,000	360,000	150,000
20,000 超～ 30,000 以下	570,000	395,000	465,000	495,000	150,000

30,000 超～ 50,000 以下	710,000	470,000	530,000	560,000	200,000
50,000 超～ 70,000 以下	930,000	560,000	620,000	650,000	300,000
70,000 超～100,000 以下	1,150,000	650,000	720,000	750,000	300,000
100,000 超～200,000 以下	1,550,000	830,000	910,000	960,000	300,000
200,000 超～	1,700,000	990,000	1,100,000	1,200,000	300,000

〈表 4〉工作物、昇降機等

単位 (円)

	確認申請	完了検査
工作物 (区分 A)	30,000	30,000
工作物 (区分 A 以外)	50,000	50,000
昇降機 (一般)	25,000	30,000
昇降機 (型式部材等製造者認証)	18,000	25,000
小荷物専用昇降機	18,000	25,000

(区分A:第一号煙突10m以下、第二号RC柱20m以下、第三号広告塔8m以下、第四号高架水槽10m以下、第五号擁壁4m以下とします。)

(確認、検査手数料算定上の扱いについて)

- ① FD申請の場合は確認申請手数料より2,000円の減額となります。
- ② 確認申請時に完了検査までの手数料を同時に申込される場合、中間検査及び完了検査の手数料が床面積500㎡までは1,000円、2,000㎡までは2,000円、10,000㎡までは5,000円、10,000㎡超は10,000円の減額となります。(工作物、昇降機の場合は適用がありません。)
(同時申込みにおける検査手数料の返還につきましては、工事取止届をご提出して頂いた場合のみとさせていただきます。)
- ③ 同一団地内で同時に5件以上の検査を行う場合1件あたり1,000円の減額となります。
- ④ 当機関にて確認した物件の計画変更の場合1回目は確認申請手数料の1/2、2回目以降は1/4とします。(但し、FD申請による減額はありません。)
他機関にて確認した物件の計画変更の場合は各表の確認申請手数料となります。
- ⑤ 用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替の場合は、申請床面積が手数料の対象面積となります。(但し、FD申請による減額はありません。)
- ⑥ 同一棟増築の場合は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積が手数料の対象面積となります。
- ⑦ 工作物等の確認及び検査の手数料は原則、各基毎の手数料とします。
- ⑧ 構造計算適合性判定を要するものは、上記の確認申請手数料の額に、構造別棟1棟につき下記の表の額を加算する。(構造計算適合性判定を要する計画変更の場合も同額を加算します。)

〈表〉構造計算適合性判定加算額

単位 (円)

床面積の合計	構造計算適合性判定加算額
200㎡以内のもの	20,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	30,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	40,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	50,000円
2,000㎡を超えるもの	70,000円

- ⑨ 構造別棟で複数棟の場合の確認手数料は、確認申請欄+〈表 3〉の構造別棟で一棟毎加算額欄(2棟の場合、床面積の小さい棟)の合計となります。
- ⑩ 構造計算ルート2の審査を要する物件の確認申請手数料は、〈表 1〉～〈表 3〉の手数料に構造別棟1棟毎に下記表の額を加算したものととなります。(構造計算ルート2の審査を要する計画変更は、下記の表の1/2の額を加算します。)

〈表〉構造計算ルート2審査加算額

単位 (円)

床面積の合計	ルート2審査加算額
200㎡以内のもの	70,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	90,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	110,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	130,000円

2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	150,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	200,000円
50,000㎡を超えるもの	300,000円

- ⑪ 直前の確認済証、又は直前の中間検査合格証を他機関からうけた物件の検査手数料は、＜表 1＞～＜表 4＞の検査手数料に検査手数料の30%の額を加算したものとします。
- ⑫ 天空率(道路・隣地・北側)の審査が必要な物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に一戸建ての住宅(併用住宅を含む)の場合は5,000円を、それ以外は10,000円を加算したものとします。(種別毎の加算となります。)
- ⑬ 避難安全検証法(大臣認定を除く)の審査が必要な物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に40%の額を加算したものとします。
- ⑭ 当機関で検査を行ったもので、再検査を行う場合、検査手数料の1/2の金額となります。
- ⑮ 中間検査対象面積は、特定工程までの全ての面積の合計となります。
- ⑯ 工区分けて中間検査を行う場合は、工区毎に中間検査申請及び申請手数料が必要となります。但し、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- ⑰ 遠隔地の検査手数料については、＜表 1＞～＜表 4＞の検査手数料に「確認検査業務出張費規定・地域一覧表」の出張費を加算したものとします。(各検査申請毎に加算となります。)
- ⑱ 当機関で確認済証の交付を受けた建築物の仮使用認定申請手数料は、仮使用する部分の面積に応じ、＜表 3＞の確認申請欄の額に、＜表 3＞の完了検査欄(中間・完了のみの区分は、当該案件の完了検査時に適用される区分とする。)の額を加算したものとします。
(申請地が遠隔地になる場合は、「確認検査業務出張費規定・地域一覧表」の出張費を加算するものとします。)
- ⑲ 直前の確認済証、又は直前の中間検査合格証を他機関からうけた物件の仮使用認定申請手数料は、当機関で確認済証の交付を受けた建築物として算定した仮使用認定申請手数料に30%の額を加算したものとします。
- ⑳ 仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料算定時の対象面積は、当該建築物の延べ面積から仮使用部分の面積を差し引いた面積とします。
- ㉑ 当機関で仮使用認定取得後、計画の変更等により、再度仮使用認定申請を行う場合は、仮使用認定部分の区画(敷地内通路を含む)の位置、大きさ、形状等に変更が無く、区画内部での変更のみであるもの限り、手数料は、当初手数料の1/2の金額とします。
- ㉒ 当機関で省エネ適合性判定を受けた物件の完了検査手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に下記表の額を加算したものとします。又、当機関以外で省エネ適合性判定を受けた物件の完了検査は、下記表の額に加え、当機関の省エネ適合性判定料金(税抜額)を加算します。

＜表＞建築物省エネルギー適合性判定対象物件の完了検査加算額 単位 (円)

床面積の合計	完了検査加算額
2,000㎡以内	50,000円
2,000㎡以上、3,000㎡以内	50,000円
3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	60,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	80,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	90,000円
20,000㎡を超え、40,000㎡以内のもの	110,000円
40,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	140,000円
50,000㎡を超えるもの	別途協議

- ㉓ バリアフリー法、福祉のまちづくり条例の審査を要する物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に、下記表の額を加算したものとします。

＜表＞バリアフリー法、福祉のまちづくり条例審査加算額 単位 (円)

床面積の合計	バリアフリー法、福祉のまちづくり 条例審査加算額
500㎡以内	10,000円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	20,000円
2,000㎡を超えるもの	30,000円

- ㉔ 床面積の合計が500㎡を超える建築物の軽微変更届(検査申請時に行われるものも含む)の審査手数料は、＜表 1＞～＜表 4＞の確認審査手数料の10%の額とします。(届出の都度、手数料が発生します。)
- ㉕ 完了検査において、追加説明書の提出を要したものの手数料は、計画変更確認申請に準じた扱いとします。(再度検査を要するものの検査手数料は、＜表 1＞～＜表 4＞の額とする。)

- ②⑥ 同一棟増築において、既存部分の構造審査(耐震診断を含む)を要するものは、<表 1>～<表 3>の額に、既存部分の構造計算対象となる床面積に応じ<表 3>の構造別棟一棟毎加算額を加算します。
- ②⑦ 4号特例建築物で昇降機設置を含むものは、完了検査手数料に 15,000 円を加算します。
- ②⑧ 土砂災害特別警戒区域内の建築物の確認申請手数料には、構造別棟毎に 30,000 円を加算します。
- ②⑨ 検査予定当日に検査をキャンセルされた場合の検査手数料は、<表 1>～<表 4>の手数料に50%の額を加算します。
- ③⑩ 昇降機の確認申請において、構造躯体の変更等による構造審査を要するものは、確認申請手数料の額に 30,000 円を加算します。
- ③⑪ 耐火性能検証法(大臣認定を除く)の審査が必要な物件の確認申請手数料は、<表 1>～<表 3>の手数料に40%の額を加算したものとします。
- ③⑫ 延焼防止建築物等(令 136 条の 2 第一号口、第二号口)の審査が必要な物件の確認申請手数料は、<表 1>～<表 3>の手数料に40%の額を加算したものとします。
- ③⑬ 特定天井等の審査が必要な物件の確認申請手数料は、<表 1>～<表 3>の手数料に20%の額を加算したものとします。
- ③⑭ 手数料の算定において、本規定によることができない場合は別途見積もりとします。